

一般社団法人社会医学系専門医協会 役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人社会医学系専門医協会(以下、協会)の定款第21条第5項に基づき、役員を選任並びに理事長、副理事長及び業務執行理事の選任に関し、必要な事項を定め、適正な役員を選任を図ることを目的とする。

(理事候補者の選任)

第2条 正社員は、1団体あたり1名の社会医学系専門医・指導医を理事候補者として理事会に推薦することができる。

2 理事長は、社会医学系専門医・指導医のうち適当と認める者を、指名理事数の枠内で理事候補者として理事会に推薦することができる。

3 第1項及び第2項の規定により推薦された候補者は理事会の承認を得て理事候補者として選任される。

(欠員が生じた場合の理事候補者の選任)

第3条 前条第1項の規定により推薦した正社員が協会の構成員でなくなった場合には、当該理事は、理事の資格を失う。

2 理事に欠員が生じた場合、理事長は、社会医学系専門医・指導医のうち適当と認める者を、当該理事の補充として別の理事候補者を理事会に推薦することができる。

3 前項の規定により推薦された理事候補者は、理事会の承認を得て理事候補者として選任される。

(監事候補者の選任)

第4条 正社員及び理事は、社会医学系専門医・指導医又は公認会計士のうち適当と認める者のうち、本人の承諾を得た者のなかから、監事候補者を理事会に推薦することができる。

2 前項の規定により推薦された候補者は理事会の承認を得て監事候補者として選任される。

3 理事候補者と監事候補者は、相互に兼ねることができない。

4 監事に欠員が生じた場合、理事会は第1項から第3項の規定に準じて監事候補者を選任することができる。

(役員を選任)

第5条 理事及び監事は、前3条の定めによる候補者の中から、社員総会の決議によって選任する。

2 社員総会の決議は、全構成団体の合意が得られるよう努めるが、全ての正社員の過半数の社員が出席し、出席した正社員の議決権の過半数をもって行う。

3 欠員が生じた場合に選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。

(理事長、副理事長及び業務執行理事の選任)

第6条 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会において、理事の互選によって選任する。

2 理事会の決議は、全構成員の合意が得られるよう努めるが、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(特例措置)

第7条 第2条第1項及び第2項並びに第3条第2項の規定により推薦された理事候補者は、社員総会で承認されるまでの間、オブザーバーとして理事会に出席することができる。

(友好社員)

第8条 友好社員は、1団体あたり若干名を、オブザーバーとして理事会及び社員総会に出席させることができる。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

1. この規定は2017年6月25日から施行する。
2. この規定は2020年3月29日から改正する。
3. この規定は2025年6月13日から改正する。